

船舶事故等調査報告書

平成22年5月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010神第28号	
事故等種類	衝突（橋梁）	
発生日時	平成22年2月9日 08時40分ごろ	
発生場所	阪神港尼崎西宮芦屋区 阪神高速5号湾岸線尼崎港大橋橋梁 (概位 北緯34°41.7′ 東経135°23.8′)	
事故等調査の経過	平成22年2月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	砂利採取運搬船 第八 ^{ゆうしん} 勇進丸、491トン	
船舶番号、船舶所有者等	130942、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	本船 ガットクレーンのブーム先端部の損傷及びワイヤロープ1本の切損 橋梁 作業員点検用通路に擦過傷及び点検器具搬送用レールに長さ約5mの軽微な曲損	
事故等の経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、ガットクレーンを使って貨物倉内の積み荷を均しながら阪神港内を航行中、平成22年2月9日08時40分ごろ、クレーンのブームの先端が阪神高速5号湾岸線尼崎港大橋橋梁の作業員点検用通路に衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 1、視界 良好 海象：穏やか 潮汐：下げ潮の初期	
その他の事項	油の流出なし。高速道路の車両通行に支障なし。 橋梁の高さは約25m。クレーンのブーム長さは約26m。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり あり なし 本船は、阪神港尼崎西宮芦屋区内を航行中、ガットクレーンのブームを立て、貨物倉内の貨物の均し作業を行っていたものと考えられる。 本船は、港内ではクレーンのブームを立てて航行しないという、取り決めに遵守していなかった可能性があると考えられる。 本船は、クレーンの高さと橋梁の高さを正確に把握していなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、本船が、阪神港尼崎西宮芦屋区内を航行中、貨物の均し作業を行い、ガットクレーンのブームを立てていたため、阪神高速5号湾岸線尼崎港大橋橋梁の下を通過した際、ブームの先端が橋梁の作業員点検用通路に衝突したことにより発生したものと考えられる。	